

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 77 号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成 12 年岩手県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 4（第 2 条関係） 商工労働観光事務関係手数料				別表第 4（第 2 条関係） 商工労働観光事務関係手数料			
事 務	名 称	金 額	指定試験機関等	事 務	名 称	金 額	指定試験機関等
1 <u>貸金業の規制等に関する法律</u> （昭和58年法律第32号）第 3 条第 1 項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	[略]			1 <u>貸金業法</u> （昭和58年法律第32号）第 3 条第 1 項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	[略]		
2 <u>貸金業の規制等に関する法律</u> 第 3 条第 2 項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	[略]			2 <u>貸金業法</u> 第 3 条第 2 項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	[略]		
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。